

議案第 8 号

狭山市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

狭山市青少年問題協議会設置条例（昭和 48 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「会長及び」を削り、「で」を「をもって」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「の各号」を削り、「任命する」を「委嘱する」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（3）知識経験を有する者

第 3 条第 3 項第 4 号を削り、同項を同条第 2 項とする。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 8 条を削る。

第 7 条第 2 項中「任命する」を「委嘱する」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（意見の聴取等）

第 7 条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第 10 条の見出し中「会長への」を削り、同条中「会長が」を「市長が別に」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定（「で」を「をもって」に改める部分に限る。）及び同条第 3 項の改正規定（「の各号」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

平成27年2月19日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方青少年問題協議会法の改正に伴い、狭山市青少年問題協議会の委員に係る規定を改めるとともに、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。